

旭川医科大学病院倫理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院倫理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院倫理委員会規程（平成30年旭医大達第14号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のよう
に改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(コンサルテーションチーム)	(コンサルテーションチーム)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 チームは次に掲げる者を <u>もって</u> 組織する。	3 チームは次に掲げる者を <u>持って</u> 組織する。
(1) 委員会副委員長	(1) 委員会副委員長
(2) 前号以外の委員会委員のうち、異なる職種の者のうちから <u>若 干人</u>	(2) 前号以外の委員会委員のうち、異なる職種の者のうちから <u>3人</u>
(3) 前2号以外の委員会委員のうち、委員長が必要と認める者	(3) 前2号以外の委員会委員のうち、委員長が必要と認める者
4 前項第2号及び第3号のチームの構成員（以下「構成員」とい う。）については、委員長が指名する。なお、第3号の構成員につ いては、発生する課題に応じて事案ごとに指名するものとする。	4 前項第2号及び第3号のチームの構成員（以下「構成員」とい う。）については、委員長が指名する。なお、第3号の構成員につ いては、発生する課題に応じて事案ごとに指名するものとする。
5 チームの責任者は、第3項第1号の構成員をもって充てる。	5 チームの責任者は、第3項第1号の構成員をもって充てる。
(略)	(略)

附 則

この規程は、令和8年8月4日から施行し、令和8年6月30日から適用する。

【改正理由】

コンサルテーションチームの構成員を見直し、もってコンサルテーションを円滑に行うため、所要の改正を行うものである。